

建設コンサルタント業務等における 総合評価方式（実施方針確認型）の 試行について

国土交通省関東地方整備局企画部技術管理課

ひしかわ りゅう
建設専門官 菱川 龍



はじめに

関東地方整備局における建設コンサルタント業務等の契約では、低入札での契約が毎年度多発している状況にあります。

平成23年度の上半期の契約状況を、土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査の3業種の集計で見ると、低入札での契約件数割合は13.6%となっており、近年の関東地方整備局の低入札契約割合に比べ若干の改善方向にあります（表1）。

しかし、その内容は総合評価落札方式と価格競争入札方式の二つの契約方式で大きく異なっており、総合評価落札方式では1千万円以上の業務で

履行確実性評価を実施したことにより、低入札での契約はほぼなくなってきていますが、価格競争入札方式では低入札契約の件数割合が60%を超える高い値になっています。

こうした状況に鑑み、関東地方整備局では総合評価落札方式（実施方針確認型）を試行することとしましたので、その内容について説明します。



価格競争入札方式での低入札対策・品質確保と試行評価の導入

価格競争入札方式では入札参加条件として、「一定の資格・実績・成績等を付すことにより品質を確保できる」としていますが、業務成績評点を低入札業務と低入札以外の業務とで比べてみると、低入札業務の業務成績評点は低くなる傾向があり、低入札契約では業務全体の品質低下が懸念されるところです（図1）。

さらに、業務成績評点の評価項目別に低入札と低入札外の業務を比べてみると、業務執行技術力、工程管理能力、品質管理能力、成果品の品質といった項目において点差がついている傾向にあり、低入札の業務は品質に関係する部分において何らかの問題があると考えられます（図2）。

関東地方整備局では、これまでも品質確保の観点から入札契約時の低入札対策や、業務履行期間中における低入札業務の品質確保対策等を行って

表 1 平成23年度上半期の関東地方整備局発注業務における低入札契約発生状況（土木コン、測量、地質調査）

	総合評価落札方式	価格競争入札方式	合計
発注件数	489件	130件	619件
低入札契約件数	2件	82件	84件
低入札契約発生率	0.4%	63.1%	13.6%
	履行確実性評価対象		

（注） 予定価格が1千万円以上のもの。

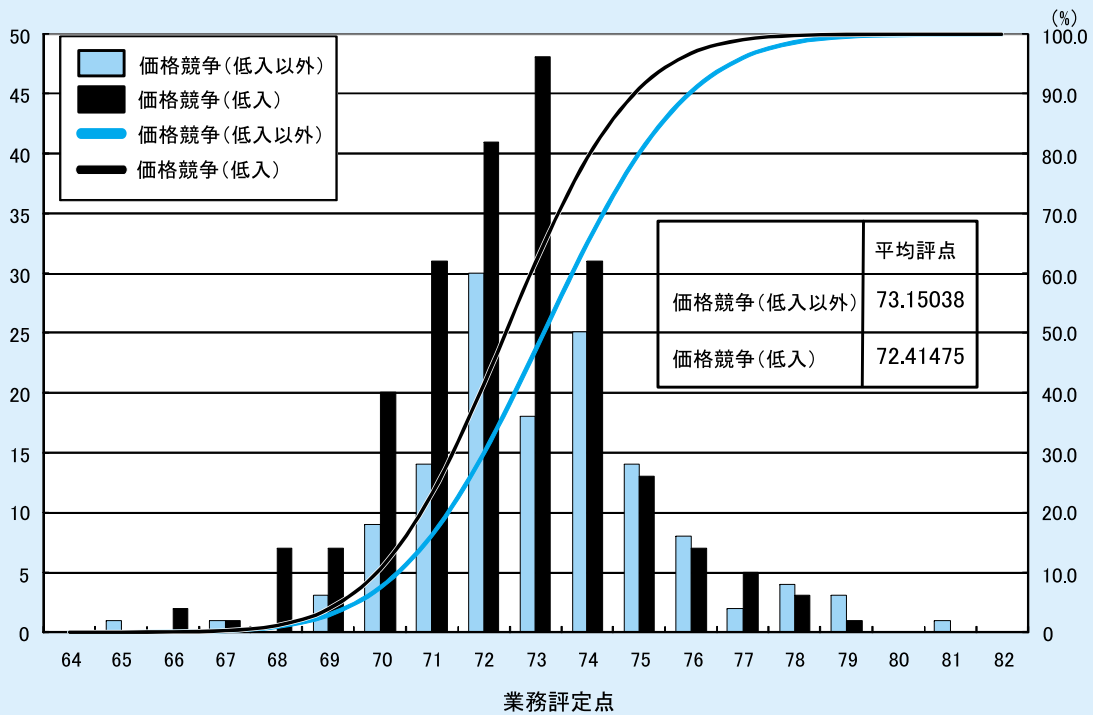
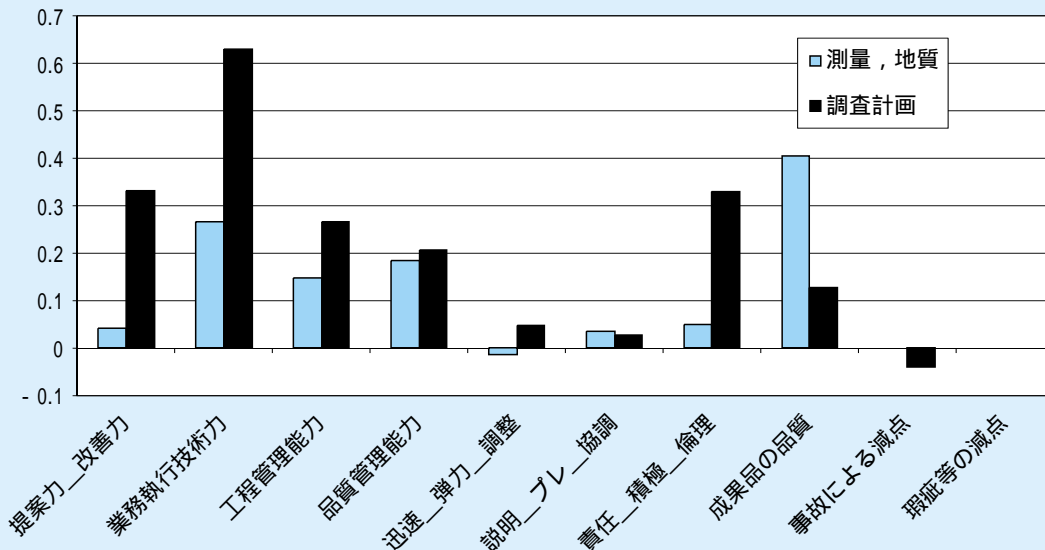


図 1 平成22年度価格競争入札における業務成績評点の比較



(注) 平成22年度に契約し完成した業務のうち、総合評価落札方式および価格競争方式で実施した業務の平均値

図 2 業務成績の項目別評価点低入業務と低入以外業務の点差

きたところですが、結果的には価格競争方式における直接的な低入札の抑止は困難であり、品質低下の懸念のある低入札を削減するまでは至っていない状況にありました。

そこで、従来、価格競争入札方式で発注している業務においても、入札契約段階で、業務執行技術力、工程管理能力、品質管理能力等について、確認することにより品質の確保を図る必要があるとして、総合評価落札方式（実施方針確認型）を試行することとしました。

3 総合評価落札方式（実施方針確認型）の要点

今回試行する総合評価落札方式（実施方針確認型）は、価格競争入札方式で発注していた業務を対象に実施するものなので、入札参加者および発注者の双方においてできるだけ価格競争入札方式に近い簡素化された手続きであることが必要です。

特に、価格競争入札方式を主体に参加していた企業が敬遠してしまうような過度な資料要求とならないようにすることが重要であり、品質確保のために必要な最低限の技術資料を求めるような制度設計としています。

以下に総合評価落札方式（実施方針確認型）の制度内容等について、価格競争入札方式、および、総合評価落札方式（簡易型）の手続き内容と比較しながら説明します。

(1) 入札契約手続きの簡素化と手続き期間の短縮化

実施方針確認型の試行では、手続きをできるだけ価格競争入札方式に近づけた簡素な手続きとし、あわせて手続き期間の短縮化を図るため、参加表明書と技術提案書（以下、二つ合わせて「技術資料」という）を同時に提出していただくことにしています（図 3）。

通常の公募（簡易公募）型の総合評価落札方式

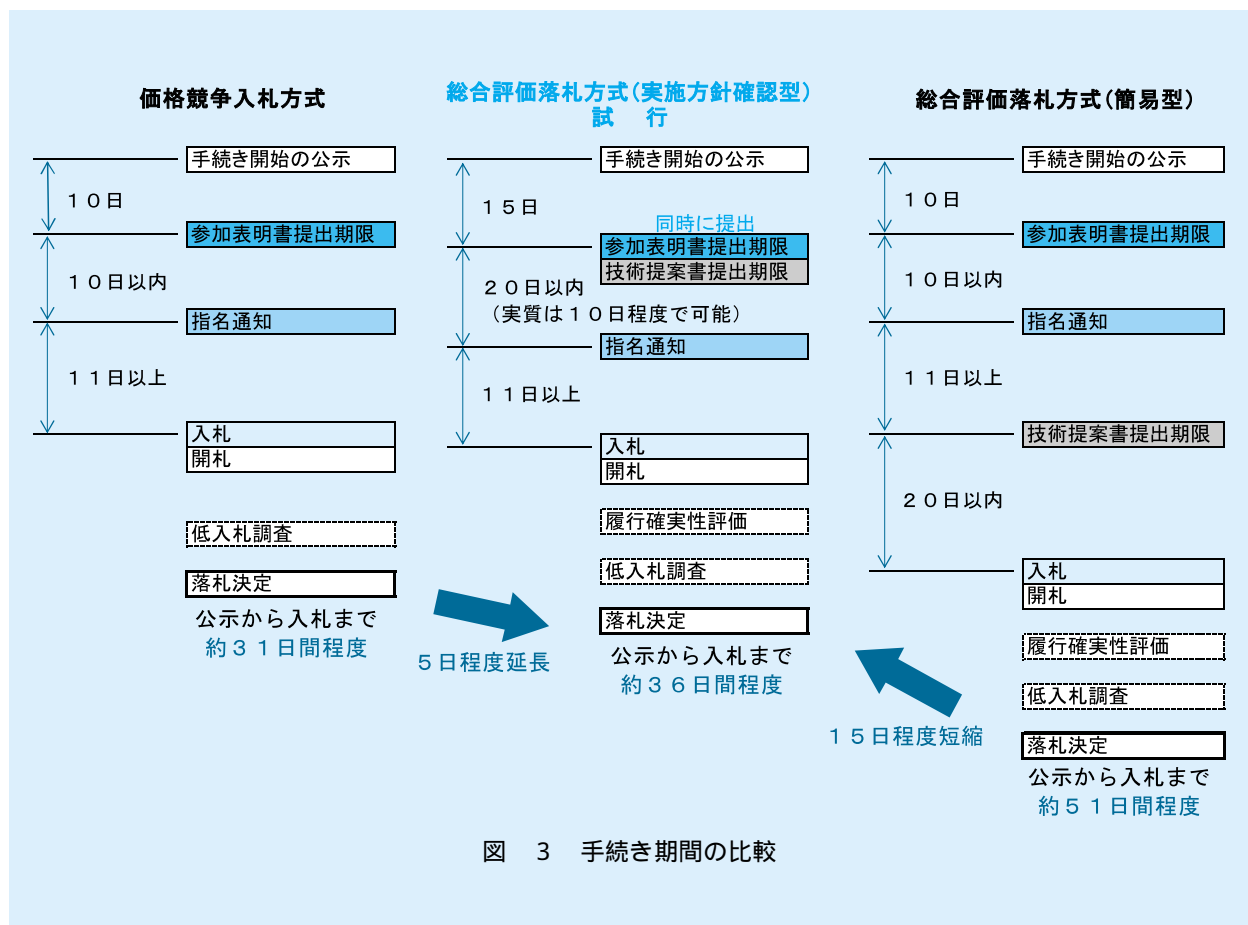


図 3 手続き期間の比較

では、指名選定のための「参加表明書」と技術点算出のための「技術提案書」は段階を踏んだ個別提出であり、それぞれの審査・評価も段階を踏んで行っています。

この段階的に行っている技術資料の提出を一度に行うことで、個別に実施していた審査・評価が同時期に進められ、通常総合評価落札方式の手続きに比べて大幅に期間短縮化を図り、価格競争入札方式と同程度となりました。

また参加する企業側から見ても、技術資料の提出後は指名通知を経て入札するだけなので、価格競争入札方式と変わらない簡素な手続きになっています。

ただし、参加企業は技術資料を同時期に作成して提出する必要があるため、公示から技術資料提出期限までの日数を「15日間」として、参加表明書のみを提出する場合の期限である「10日間」から5日間の延長を行っています。

なお、技術資料は同時提出としていますが、指名選定の段階ではこれまでどおり参加表明書のみを審査・評価します。

技術提案書は技術点算出時に評価しますが、参加表明書との同時提出がない場合は欠格扱いとなり、指名されません。

(2) 技術提案書の記載内容と考え方

実施方針等を記載していただく技術提案書の様式は、現行の総合評価落札方式で提出いただいているものと同様のものであり、記載内容は「業務の実施方針」「実施フロー」「工程計画」の3点です。

このうち「業務の実施方針」の記載について、現行の総合評価落札方式では業務を実施する上での方針の他に、業務を進める上でのより良い代替案や、業務の品質向上に関わる重要な指摘事項などがあれば記載していただき、それらを技術提案として加点評価しています。

しかし、今回試行する総合評価落札方式（実施方針確認型）は、業務の実施方針を確認する方式であるため、代替案や指摘事項のような提案事項を記載していただく必要はなく、その様式の下段

には「仕様の内容を越えるような記載がある場合は評価しない」と注記しています。

これは、従来、価格競争入札方式で発注されている業務のほとんどが測量や地質調査であり、土木関係建設コンサルタント業務においては比較的単純な設計や調査業務等でしたが、これらの業務のほとんどは作業手法・手順や精度管理の規定等が定まっいて、代替案等の提案は困難であるか不要な業務であるため、これらの業務を対象とした実施方針確認型では、提案事項は不要であり実施方針のみを記載していただくものとなりました。

つまり、「業務品質が十分に確保できる者」であることが確認できればよいので、業務内容・目的を理解した作業方針や、作業規定に適合した調査手法など、通常の作業手法や業務の進め方の標準的な記載があれば良いものとしています。

(3) 評価項目、評価方法など

技術点と価格点の評価割合は、簡易型と同様に1：1としました。

また、指名選定評価、技術点算出の評価とも、評価項目を整備局内全事務所で統一したものを用的こととしました（表 2）。

技術提案書の評価では、標準的な記載がなされていれば満点とし、不適切であれば0点として、評価方法についても簡素化を図っています。

ただし、この評価方法ではほとんどの参加者の技術提案評価点が満点になり、点差が出ないことが予想され、その場合、評価点差の大きな業務成績関係（優良表彰を含む）で高得点を有する技術者が、同類業務を独占受注してしまう可能性があります。

そのため、極度の偏り受注を防ぐ方策として、技術点算出の評価段階でも予定管理技術者の手持ち業務量を評価することとしています。手持ち業務の中で関東地方整備局の発注業務がない技術者には満点を加点し、有している技術者にとっては関東地方整備局の発注業務数が増えるに従い、中間点、0点とする評価としました。

さらに、予定価格が1千万円以上の業務につい

表 2 総合評価落札方式（実施方針確認型）の評価項目および配点ウェイト

評価項目	詳細項目		評価の着目点	指名選定		技術点算出	
				土木コン， 地質調査等	測量	照査技術者を 設定しない業務	照査技術者を 設定する業務
企業の評価	資格・実績	資格要件	技術部門登録	3			
		業務経験	同種・類似業務の実績	6	9		
		事故および不誠実な行為		- 5	- 5		
		地域性	地理的条件	6	6		
	成績・表彰	技術力	業務成績評点	30	30		
			優良業務表彰の経験	5	5		
管理技術者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	5		5	3
		業務経験	同種・類似業務の実績	10	15	10	6
	成績・表彰	技術力	業務成績評点	30	30	20	14
			優良業務表彰等の経験	5	5	5	3
	専任制		手持ち業務量	参加の適否	参加の適否	10	10
照査技術者の評価	資格・実績	資格要件	技術者資格	参加の適否			2
		業務経験	同種・類似業務の実績	参加の適否			4
	成績・表彰	技術力	業務成績評点	参加の適否			8
業務実施体制	業務実施体制の妥当性			参加の適否	参加の適否		
実施方針・実施フロー・工程表			業務理解度			30	30
			実施手順			10	10
			工程表			10	10
配点の合計				100	100	100	100

ては、他の総合評価落札方式と同様に履行確実性評価を実施します。



4 おわりに

関東地方整備局の建設コンサルタント業務等の発注では平成20年度に総合評価落札方式が導入され、平成23年度には入札契約方式の半数を占めるまでに至っており、また、自治体の業務発注においても品質確保の観点から総合評価落札方式の採用が始まっています。

そのため、今まで手続きの複雑さ等から総合評価落札方式を敬遠していた企業や、自治体からの受注を主体にしていた企業においても、今後は総合評価落札方式での入札参加が避けられない状況になると考えられます。

このような企業において、総合評価落札方式に参加する入門的方式として実施方針確認型に積極的に参加していただき、さらに、高度な技術的提案を要する総合評価落札方式に参加するステップとしても活用していただけるのではないかと考えています。